

様式第9号（第14条関係）

(正) (副) 建築許可申請書		
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 池田市長</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) TEL ()</p> <p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		<p style="text-align: center;">※ 手数料欄 年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">収納済</p> <p>係員</p>
開発登録簿の番号		
建築物の敷地の所在及び地番		
予定建築物等の用途		
工事種別		
敷地面積	建築面積	延べ面積
m ²	m ²	m ²
開発許可に付された条件の内容	許可を受けようとする内容	
許可を要する理由		
※ 受付欄	※ 許可欄	
	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>この申請を許可します。</p> <p style="text-align: right;">池田市長 印</p>	
※ 備考	<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、池田市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、池田市を被告として（訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	
注) ※印欄は、記入しないこと。		

申請代理人 住所・氏名	TEL ()
----------------	---------